鳥取県告示第327号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会を指定したので、 次のとおり告示する。

平成22年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会を行う者の名称及び住所 財団法人理容師美容師試験研修センター 東京都江東区有明三丁目7-26

2 講習日程及び講習場所

講	習	日	程		講	習	場	所		
第1日	平成22年11月1日			倉吉市山根529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館					
第2日	平成2	22年11	月8日			J	J.			
第3日	平成2	22年11.	月15日			,	ij.			

3 受講資格

平成22年9月22日までに理容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

4 受講手続

- (1) 提出書類
 - ア 管理理容師資格認定講習会申込書
 - イ 理容師免許証の写し
 - ウ 理容業務従事証明書
 - エ 写真(無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ 4 センチメートルのもので、 3 月以内に撮影したもの) 1 枚
- (2) 提出先及び問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所 広島県広島市中区紙屋町一丁目 2-27電話 082-236-1150

(3) 受付期間

平成22年8月30日(月)から同年9月22日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(4) 受講手数料及び納付方法

18,000円を所定の方法により納付すること。